

事務事業名	後期高齢者医療事業											
事業開始年度	平成20年度～					担当部署	健康部 後期高齢者医療課					
根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律、高齢者の医療の確保に関する法律施行令、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則、大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例、大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則、枚方市後期高齢者医療に関する条例											
実施方法	■直営 □委託又は指定管理(委託先又は指定管理者：) □その他()											
目 的 (何のために)	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、75歳以上のすべての人及び65歳以上75歳未満で一定の障害のある人(生活保護受給者を除く)に対して、適切な医療の給付等を行い、高齢者の福祉の増進を図るため。											
対 象 (誰・何を対象に)	75歳以上のすべての人及び65歳以上75歳未満で一定の障害のある人(生活保護受給者を除く。)											
事業内容	後期高齢者医療制度は、各都道府県ごとにすべての市町村が加入する広域連合が保険者となって行う医療保険制度である。 都道府県広域連合は、被保険者の資格管理、保険料の賦課決定、被保険者証の交付、医療等の給付等を行い、市町村は、保険料の徴収、被保険者証の引渡し、各種申請や届出の受付等を行う。											
類似事業	医療保険制度としては、市の国民健康保険、会社の健康保険や共済組合等がある。但し、いずれの被保険者も、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、75歳に達した日から後期高齢者医療の被保険者となり、前保険の被保険者資格を失う。											
事業の必要性	後期高齢者医療に係る市の事務は法令で規定され、後期高齢者医療事業は高齢者の福祉増進のために必要である。											
コ ス ト												
	H22年度決算				H23年度決算				H24年度当初予算			
	従事職員数		概算人件費		従事職員数		概算人件費		従事職員数		概算人件費	
正職員	6.62	人	53,715	千円	6.35	人	51,372	千円	6.40	人	51,200	千円
再任用職員	1.60	人	5,613	千円	2.40	人	8,280	千円	1.60	人	5,554	千円
非常勤職員等	2.65	人	5,301	千円	1.85	人	2,898	千円	1.85	人	3,379	千円
人件費計(A)			64,628	千円			62,550	千円			60,133	千円
直接経費(B)			2,229,197	千円			2,403,728	千円			2,620,527	千円
総事業費(A+B)			2,293,825	千円			2,466,278	千円			2,680,660	千円
財源内訳												
	H22年度決算				H23年度決算				H24年度当初予算			
国庫支出金				千円				千円				千円
府支出金				千円				千円				千円
受益者負担 (使用料等)				千円				千円				千円
その他	25			千円	50			千円	1,450			千円
一般財源	2,293,800			千円	2,466,228			千円	2,679,210			千円
平成23年度 事業費の主な内訳 (人件費除く)	内 容									金 額		
	療養給付費負担金(負担金2,359,749)									2,359,749 千円		
	電子計算システム経費(保守・改修委託料9,029 機器賃借料6,290)									15,319 千円		
	事務経費(消耗品費126 印刷製本費780 通信運搬費18,827 手数料271 委託料1,833 庁用器具費20)									21,857 千円		

事業概要説明シート

事務事業番号 30746

事務事業名	後期高齢者医療事業				
事業開始年度	平成20年度～		担当部署	健康部 後期高齢者医療課	
活動実績	活動指標もしくは成果指標	単位	H22年度	H23年度	H24年度(見込み)
	① 保険料収納率	%	98.96	99.05	99.00
	② 被保険者数	人	34,012	35,924	37,836
	③ 窓口アンケートで「満足」又は「ほぼ満足」と回答	%	95.4	96.4	
単位当たりコスト (総事業費/活動指標)	①				
	② 事業費／被保険者数	円	67,442	68,653	70,849
	③				
成果目標 (目標とする成果)	後期高齢者医療保険料は、国・府・市からの公費負担や他の医療保険からの支援金などとともに、制度の運営に必要な不可欠な財源の一つであることから、今後も引き続き、保険料収納率の向上を図る。 また、対象となる被保険者が高齢の方であり、丁寧な対応を行い市民満足度を高め、制度の円滑な実施を図っていく。				
比較参考値 (他自治体での事業の例など)	大阪府下43市町村のすべてが加入する大阪府後期高齢者医療広域連合は、目標収納率を99%と定めている。 大阪府下全体の収納率は、平成22年度実績98.78%、平成23年度実績98.93%であり、平成23年度に目標収納率を下回った市町村は9市であった。				
特記事項	後期高齢者医療制度は平成20年度から施行された事業である。制度施行直後には、「保険料が(勝手に)年金から引かれる」「名称が悪い」等の批判が集中した。制度廃止を掲げる現政権誕生後に、平成25年春の制度廃止と新制度への移行予定が一旦は方針化されたが、各方面からの新たな制度への反対・慎重意見が相次ぐ中で、制度廃止法案の提出には至っておらず、制度廃止への動きの先行きは全く不透明な状況である。このような状況であるが、担当課としては、国の動きを注視し、制度の廃止・改正等への対応を円滑に行うことが必要である。				
一次点検における事業の今後の方向性及び具体的な今後の取り組み方策	現状のまま継続	保険料収納率向上について、平成23年度の目標収納率を達成した。保険料の特別徴収(年金からの引き去り)による徴収は100%だが、普通徴収(納付書または口座振替)による徴収では、一部の被保険者に滞納がある。従って、具体的な保険料の収納対策として、普通徴収の場合に口座振替の促進、送付した催告書に気づいてもらうよう封筒を目立たせる工夫、未納者を戸別訪問、「短期有効期限の被保険者証」対象者への納付相談、高額滞納で催告にも応じない場合は債権回収チームへ移管することに取り組む。			
一次評価結果	・さらなる効率化を見込める事業として検討の余地があるのでは ・さらなる委託化の検討が可能なのは				
二次点検における事業の今後の方向性及び具体的な今後の取り組み方策	現状のまま継続	現在行っている委託事業は、電算システムに係る保守・改修委託と被保険者全員を対象とする、年に一度の保険料決定通知の封入封緘委託である。そのうち、保険料決定通知に係る委託については、平成24年度の封入封緘件数が約3万6千件と膨大であることから、民間委託により効率化を図ることができ、今後も継続する。一方、新規被保険者などを対象とする保険料決定通知の月次処理では、直近の8月で876件、保険料滞納に係る督促状の件数が直近の8月で1123件であるため、当面、委託にはなじまないと考えられる。今後、処理件数が膨大な業務が発生する場合には委託の検討が必要である。			